

大阪広域水道企業団議会の保有する 個人情報保護に関する条例（仮称） の制定について

大阪広域水道企業団議会事務局

新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条（第11項第2号） 【施行予定は令和5年4月1日（地方公共団体の機関等）】

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 （略）
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
- 三・四 （略）

⇒ **地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外。**

※ ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 （略）

（利用及び提供の制限）

第69条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 （略）

3・4 （略）

議会に関する個人情報保護

現行、地方公共団体の議会に関する個人情報保護については、次の三パターンがある。

- ①当該地方公共団体の個人情報保護条例において、実施機関として規定
- ②議会独自の個人情報保護条例や規程等により規定
- ③議会に関する個人情報保護については法規がない



個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（令和２年１２月）

内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースから抜粋

「議会については、現行の行個法が行政機関を対象とし、国会や裁判所をその対象となっていないこととの整合を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当である。なお、ほとんどの団体（1,748 団体）で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである。」

⇒ **本会をはじめ三議長会は、各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議し、条例のイメージ（例）を作成して提示**

条例（例）作成の基本的考え方

条例（例）

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示（第18条～第30条）
第2節 訂正（第31条～第37条）
第3節 利用停止（第38条～第43条）
第4節 審査請求（第44条～第46条）

第5章 雑則（第47条～第51条）

第6章 罰則（第52条～第57条）

附則



新個人情報保護法

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章～第四章（略）

第五章 行政機関等の義務等
第1節 総則（第六十条）
第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条～第七十三条）
第3節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
第4節 開示、訂正及び利用停止
第一款 開示（第七十六条～第八十九条）
第二款 訂正（第九十条～第九十七条）
第三款 利用停止（第九十八条～第百三条）
第四款 審査請求（第百四条～第百七条）
第五款 （略）
第五節 （略）
第六節 雑則（第百二十四条～第百二十九条）

第六章 （略）

第七章 雑則（第百七十一条～第百七十五条）

第八章 罰則（第百七十六条～第百八十五条）

附則

- 条例（例）は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成。
⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない）。
- 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。
条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。

企業団議会の個人情報保護条例（案）の概要

(1) 名 称	大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例
(2) 個人情報の取扱い	新個人情報保護法の下記にかかる規定に準じて、個人情報の取扱いを定めます。 ➤ 個人情報の保有の制限等 ➤ 従事者の義務 ➤ 利用目的の明示 ➤ 漏洩等の通知 ➤ 不適正な利用の禁止 ➤ 利用及び提供の制限 ➤ 適正な取得 ➤ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 ➤ 正確性の確保 ➤ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 ➤ 安全管理措置 ➤ 仮名加工情報の取扱いに係る義務
(3) 保有個人情報	保有個人情報は、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとします。 なお、議長を含む議員が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報から除外するものとします。
(4) 個人情報ファイル	新個人情報保護法第 74 条及び第 75 条の規定に準じて個人情報ファイル簿の作成及び公表等について定めます。

(5) 開示、訂正及び利用停止	自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、法の規定に沿って、何人も請求権を持つことを規定するとともに、請求手続について、執行機関と同様の手続きとする内容の規定をおきます。
(6) 開示請求に係る手数料	保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、複写などの費用は請求者負担とします。
(7) 大阪広域水道企業団情報公開・個人情報審議会への諮問	開示決定、訂正決定、利用停止決定又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、企業団が設置する大阪広域水道企業団情報公開・個人情報審議会に諮問しなければならないこととします。また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときには、同審議会に諮問することができることとします。
(8) 運用状況の公表	条例の施行状況の概要を、毎年度、公表するものとします。
(9) 罰則	新個人情報保護法第 176 条～第 185 条の規定に準じて、議会事務局職員等に対する罰則を定めます。 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者の過料の額については、新個人情報保護法の規定では 10 万円以下とされていますが、地方自治法（14 条）の規定により、特別の定めがない場合、条例で定められる過料上限が 5 万円となっていることから 5 万円以下とします。 ※罰則規定については、大阪地方検察庁と現在協議を行っています。